実施制限期間短縮願

年　　　月　　　日

（あて先）富士市長

〒

届出者

大気汚染防止法 第10条第2項

第17条の13第1項

第18条の13第1項

ダイオキシン類対策特別措置法 　第17条第２項

静岡県生活環境の保全等に関する条例　第17条第2項

の規定により、実施制限期間を下記のとおり短縮願います。

記

届出の内容

受理年月日　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

法定実施制限期間　　　　　　日

実施予定年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

短縮期間　　　　　　　　　　日

理由

以上

実施制限期間短縮願（記載例）

令和１０年　４月　３日

（あて先）富士市長

〒416-0937

　９９９９

届出者

大気汚染防止法 第10条第2項

第17条の13第1項

第18条の13第1項

ダイオキシン類対策特別措置法 　第17条第２項

静岡県生活環境の保全等に関する条例　第17条第2項

の規定により、実施制限期間を下記のとおり短縮願います。

記

届出の内容　　　　　1.ボイラー（第７号新蒸気ボイラー）　設置届

受理年月日　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　←空欄で持参ください

法定実施制限期間　　６０日

実施予定年月日　　　令和１０年　　　５月　　　３日

短縮期間　　　　　　３０日　　←短縮日数は記入前にご相談ください（内容に応じて一定の審査期間を確保する必要があります）。

理由　　　　　　　　現在、抄紙用途で使用しているボイラー（第７号蒸気ボイラー）が、定期検査の結果、圧力容器部の経年劣化（金属疲労）により強度が低下していることが判明した。直ちに破裂等の事故に繋がる可能性は低いものと考えられるが、運転員の安全確保、新ボイラーの環境性能向上（ボイラー熱効率９０％→１００％）を考慮し、できる限り早期の更新としたいため。

以上